



すべての子どもたちに養護教諭との出会いを！

※2018年6月の中央要請行動で文部科学省に提出します。

複数配置の学校では…

養護教諭からは

- ★ 一度に大勢の子どもたちが来室しても、2人で分担してていねいに対応できます。
- ★ 子どもたちの情報を共有し、相談しながら、仕事をすすめることができます。
- ★ 健診中や病院に付き添いのときなど、保健室を閉鎖せずに済みます。
- ★ 感染症の拡大、重大事故発生時に、2人なら落ち着いて対応できます。



子どもたちからは

- ★ 保健室はいつも先生がいてくれて安心だよ。
- ★ 相談したいとき、いつでもゆっくり話を聞いてもらえるよ。
- ★ 保健室の先生が2人いて、具合が悪いときやけがをしたときは、すぐにみてもらえるからうれしいよ。

子どもたちのいるじやん

すべての学校に養護教諭を

国の基準では、3学級未満の学校には、養護教諭が配置されません。子どもの人数にかかわらず、子どもたちの健やかな発達を保障していくために養護教諭の配置はかせません。

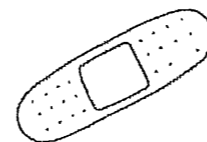
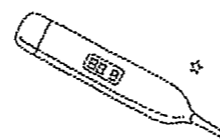
すべての学校に、養護教諭の配置が必要です。

特別支援学校では…

さまざまな障害のある子どもたちが通う特別支援学校では、児童・生徒数 61 人以上で複数配置となっています。しかし、大規模校が増えており、200 人を超える規模の学校に養護教諭が2人では、発達年齢・発達課題の異なる子どもたちに、ていねいにかかわることは困難です。3人以上の配置を求めます。

高校では…

高校の設置基準が 2004 年度に、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、定時制や単位制の学校では配置が遅れています、通信制高校では、配置基準さえありません。養護教諭を配置してほしいという声は、大きくなっています。



養護教諭の全校・全課程配置を！養護教諭の複数配置を！

子どもたちの健やかな発達を保障するため

養護教諭の大幅定員増を求める要求署名

埼玉県教職員組合

子どもたちは、けがや体の不調を訴えて保健室を訪れます。その訴えに耳を傾けると、経済格差、貧困問題が影を落としていることがわかります。国民生活基礎調査によると子どもの貧困率は 13.9%と、7人に 1 人が貧困状態にあります。貧困はいじめ、虐待、不登校、性に関する問題などを生み出す大きな要因になっており、問題解決のためには一人ひとりへの丁寧な対応が不可欠です。また大きな災害に起因する心のケアを必要としている子どもたちへの対応、感染症や熱中症など突発的に起こる健康問題への対応、食物アレルギーや重度のアレルギー疾患を持つ子どもたちへの配慮、新たに改訂された健康診断への取組など、養護教諭への課題は増える一方です。

多様な問題を抱えて来室する子どもたちに対し、養護教諭がじっくりと向き合い、適切な対応をするためには、余裕をもって接することができる時間的保障と、客観的に判断できる複数の目が必要です。複数配置校の養護教諭からは、「子どもへの指導が充実した」「救急処置など 2 人で判断できるので心強い」「いつも保健室に養護教諭がいる安心感がある」等の声が聞かれます。

埼玉県には国の基準にわずかに満たない大規模校が多く存在する実態を踏まえて、子どもたちの健康・安全と健やかな発育・発達を保障し、保健室がその機能を十分発揮できるよう、養護教諭の複数配置および配置基準の拡充を強く求めます。

1. 複数配置基準を改善し、児童生徒 300 人に 1 人の養護教諭を配置するように国に要求すること
2. 配置基準（小学校 851 人、中学校 801 人）にわずかに満たない学校にも早急に養護教諭を複数配置すること。
3. 市立特別支援学校においては、子どもの障害の重度化・重複化に伴い、学部ごとに 1 名以上の配置を早期に実現すること。
4. すべての学校に本採用の養護教諭を配置すること。
5. 養護教諭の産育休、病休及び介護休暇などの代替者を有資格者とし、遅れることなく配置すること。
6. 妊娠している養護教諭の繁忙期における加配を遅滞なく行うこと。
7. 宿泊を伴う行事の際に、医療専門職としての医師・看護師を公費で派遣すること。
8. 初任者研修に伴う代替者（有資格者）を配置すること。

氏 名	住 所

この署名の住所・氏名は、目的以外に使用しません

子どもたちのすこやかな発達を保障するための

養護教諭の定数増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

学校保健安全法（2009 年施行）には、養護教諭の必要性と役割が明記されていますが、いまだに養護教諭が未配置の学校があります。子どもたちをめぐる状況は、貧困、いじめ、自殺、虐待、不登校や発達障害など深刻になっています。子どもの顔が見えて、名前がわかるには、児童生徒数 300 人に対し養護教諭を 1 人配置することが必要だと私たちは考えます。

東日本大震災と福島第一原発事故の発生から 6 年がたちました。今も多くの人が避難生活を強いられ、子どもたちは、内部被曝による健康被害など将来の健康や暮らしに不安を抱えています。また、福島県から転入したことでいじめの対象になる悲しい事件も後を絶ちません。熊本地震から 1 年が経ちました。被災地における子どもたちへの対応は、最優先に行わなければなりません。

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのはすべての大人の願いです。子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、教職員の人的配置など教育条件の整備が不可欠です。

養護教諭の大幅定数増を盛り込んだ新たな定数改善計画を策定し、全校・全課程配置、複数配置を拡大するよう、次の事項を国の責任において実施することを強く求めます。

《要求項目》

- 1 幼稚園・小学校・中学校（夜間を含む）・高等学校（定時制・通信制・分校・単位制を含む）・特別支援学校への養護教諭の全校（分校・分教室を含む）・全園配置を早急を実現すること。
- 2 現行の複数配置基準（小学校 851 人、中学校、高校 801 人、特別支援学校 61 人以上）を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」300 人以上に引き下げる。特別支援学校には学部ごとに 1 人以上配置すること。
- 3 学校教育法附則第 7 条（小学校、中学校及び中等教育学校には、第 37 条、第 49 条、第 69 条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる）を削除すること。
- 4 災害時などの緊急事態発生時の学校には速やかに複数配置すること。
- 5 各都道府県の大学に養護教諭の 4 年制養成課程・修士課程を設置するよう要請すること。

氏 名	住 所

*この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。
*同一住所の場合も、同上とせずご記入ください。